

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等の

追加給付事業業務委託公募型プロポーザル募集要領

令和8年6月

小樽市

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付事業業務委託公募型プロポーザル募集要領

本公募は、小樽市議会令和8年第2回定例会での予算成立を前提とした事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じる業務です。予算が成立しなかった場合、事業内容の変更や契約を締結しない可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

1 事業目的と概要

平成25年生活扶助基準の改定について、令和7年6月の最高裁判決により、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」として、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消された。判決を受け、国は、令和7年8月に社会保障審議会生活保護基準部会の下に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、最高裁判決を踏まえた対応の在り方について、有識者による検討を進めた。委員会により令和7年11月にまとめられた最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書を踏まえ、国が、これまでの平成25年生活扶助基準の改定について、新たな水準を設定し、その差額分を追加給付することを決定した。本市においても、国決定の趣旨を踏まえ、生活保護費等追加給付金を支給することを目的として本事業を実施する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付事業業務（以下「委託業務」という。）

(2) 業務内容

別添「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、当該仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、今後、本市内部における制度運用の詳細検討や公募型プロポーザルによる提案を受けて、仕様を追加・変更する可能性がある。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算上限額

51,920千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 委託者

小樽市

(6) 履行場所

小樽市役所本庁舎内

3 応募資格

参加資格を有する者は、次の全ての条件を満たす者であること。

- (1) 申請書類受付日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 小樽市又は小樽市近郊に事務所等を有しており、必要に応じて担当者が小樽市に来庁できること。
- (4) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001の認証、ISO/IEC27002、JISQ27002の認証等の第三者認証を取得していること。
- (5) 国又は地方公共団体において、類似の給付金事務及びコールセンター運営の実績を有すること。
- (6) 申請書類受付日において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、道税、市税の滞納がないこと。
- (7) 申請書類受付日において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、この資格はないものとする。
- (8) 役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 事業者の選定方法

事業者の選定は、平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付事業業務評価選定委員会（以下、「評価選定委員会」という。）の書類審査及びヒアリング審査の結果に基づき選定する。

(1) 書類審査

応募書類により、資格要件審査と提案審査を行う。

- ① 資格要件審査【応募条件に該当するかを審査】
- ② 提案審査【レポート】

提案審査評価項目（業務への取組方針等）について、提出された応募書類により審査を行う。

(2) ヒアリング審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、受託候補事業者として妥当な事業者を総合的に判断する。

5 公募申込書の提出

本公募に応募する事業者は、公募申込に関する提出書類一覧表（別紙）に掲げる書類を提出すること。なお、提出に当たっては次の事項に留意すること。

- (1) 書類は原則A4版で作成し、図面などA4版を超えるものは折りたたむこと。
- (2) フラットファイル等に書類をつづること。
- (3) 全体の目次を付け、各書類にページ番号を付けること。
- (4) 項目ごとに白紙の仕切り紙を挟み、目次と対応するインデックスを付けること。
- (5) 提出部数は正本1部、副本7部（コピー可）の8部とする。

6 受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

令和8年6月11日（木）から令和8年6月22日（月）の午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

(2) 提出場所及び問合せ先

小樽市福祉保険部生活支援第1課（小樽市役所本館1階）まで、直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、メール等による受付は行わない。）。

電 話 0 1 3 4 - 3 2 - 4 1 1 1 内線4 3 7 ・ 3 0 8

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外には使用しないものとする。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。
- (7) 書類提出以後の参加辞退は参加辞退届（様式9）提出による。なお、辞退しても以後における不利益な扱いはしないものとする。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (9) 本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、本企画提案への関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄するものとする。

8 申請書類及び質問書の取扱いについて

- (1) 提出された申請書類は、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除き、小樽市情報公開条例に基づく開示請求の対象となる。

(2) この公募に関する質問は、質問書（様式8）により、電子メール又はFAXで行い、令和8年6月18日（木）まで受付し、提出された質問内容と回答は小樽市のホームページで公表する。

9 契約に関する事項

- (1) 最適提案者に選定された事業者を委託候補者とし、仕様書の精査・企画・提案内容を踏まえて契約締結の協議を行い、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。
- (2) 契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。また、契約締結後の辞退は原則認めないものとし、受託者の辞退により小樽市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (3) 契約の締結は、本事業に係る令和8年度予算が小樽市議会で可決された後に行うものとし、議会の可決を得られなかったときは、契約を締結しない場合がある。
- (4) 一部業務の再委託を行う場合は業務再委託承認願（様式13）を提出すること。
- (5) 委託料の支払回数及び時期は、原則として業務完了後の1回払いとする。受託者は業務完了後に提出する報告書等の検査終了後委託料を市に請求するものとする。これにより難しい場合、委託者及び受託者が別途協議して決定する。
- (6) 小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条に基づき、契約保証金は契約金額の10/100以上の額とする。ただし、契約規則第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 選定のスケジュール

時 期	内 容
令和8年 6月10日（水）	受託法人募集要領公表（市ホームページに掲載）
令和8年 6月11日（木） ～ 6月22日（月）	応募書類受付 受付締切6月22日（月）午後5時まで
令和8年 6月11日（木） ～ 6月18日（木）	質問受付 受付締切6月18日（木）午後5時まで
令和8年 6月19日（金）	質問への回答期限
令和8年 6月23日（火） ～ 6月25日（木）	書類審査
令和8年 7月 2日（木）	プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和8年 7月 上旬（予定）	結果の通知・公表
令和8年 7月 上旬（予定）	契約締結

※質問及び応募の受付については、閉庁日を除く。

(別紙)

公募申込に関する提出書類一覧表

提出書類	様式	説明
1 参加申請書	様式第1号	
2 提出書類一覧	様式第15号	本書(様式第15号)の確認欄を記入したもの
3 法人の定款		最新のもの
4 法人登記簿の謄本		
5 法人の納税証明書		<input type="checkbox"/> 法人税(税務署) <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税(税務署) <input type="checkbox"/> 道税(道税事務所) <input type="checkbox"/> 市税(小樽市市民税課等) ※非課税の法人は理由書を提出
6 財務諸表	任意様式	決算報告書等(直近1事業年度) ・貸借対照表・損益計算書 ・監査報告書
7 企画提案書	様式第2号	
8 事業実施体制	様式第3号	
9 見積書	様式第4号	
10 業務実績調書	様式第5号	
11 その他確認書類	様式第6号 様式第7号 任意様式	使用印鑑届及び誓約書 情報セキュリティ等に係る第3者機関 認証登録証

※提出部数 正本1部、副本7部(3、4、5については、正本1部のみ)